



6 人 委 第 6 5 号

令 和 6 年 1 0 月 4 日

長 崎 県 議 会 議 長 徳 永 達 也 様

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾 様

長 崎 県 人 事 委 員 会

委 員 長 水 上 正 博

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告 に つ い て

地 方 公 務 員 法 第 8 条、第 1 4 条 及 び 第 2 6 条 の 規 定 に
基 づ き、職 員 の 給 与 に つ い て 別 紙 第 1 の と お り 報 告 し、
併 せ て そ の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 す る と と
も に、職 員 の 人 事 管 理 に つ い て 別 紙 第 3 の と お り 報 告 し
ま す。

こ の 勧 告 に 対 し、そ の 実 現 の た め、所 要 の 措 置 を と ら
れ る よ う 要 請 し ま す。